

8近経第128号
令和8年6月24日

大阪府大阪市中央区南船場 2-3-2 南船場ハートビル 12 階
東洋シャッター株式会社
代表取締役 岡田 敏夫 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、近畿地方整備局から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和8年7月23日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和8年6月24日 ～ 令和8年7月23日 （1ヵ月）

2 指名停止の理由

東洋シャッター株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。